

家計急変者となる目安（住民税非課税相当限度額早見表）

令和4年度の住民税（均等割）が課税されている方でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、年間の収入見込みが以下の＜非課税所得限度額早見表＞以下の方は、本給付金の受給要件の所得要件である「家計急変者」に該当します。

＜住民税非課税相当限度額早見表＞

申請時点の世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）子1人	156.0万円
3人（例）夫婦子1人	205.7万円
4人（例）夫婦子2人	255.7万円
5人（例）夫婦子3人	305.7万円
6人（例）夫婦子4人	355.7万円
申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

（注）世帯の人数は以下の合計人数です。

- 申請者本人
- 同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- 扶養親族（16歳未満の者も含む）

※扶養控除の適用を受けていない配偶者は世帯の人数に含めません

収入が非課税相当収入限度額を上回る場合でも、経費を差し引いた所得で認められる場合もあります。コールセンターまでお問い合わせください。